

Weekly Accounting Review

2009年9月9日 (No.023)

株式会社 ES リサーチ

会計・監査・税務に関する最新情報をお送りします。

【今週号のトピック】

- 会計／プロジェクト計画表の更新について
- 監査／「職業倫理に関する解釈指針」の一部改正について
- 税務／2010年税制要望項目の公表について

【先週の特別損益等 I R】

- シチズンホールディングス株式会社：投資有価証券売却益の計上
- 株式会社コージツ：関係会社株式売却益、貸倒引当金繰入額の計上

【先週の会計監査人交代等 I R】

- シンワオックス株式会社
- トラベラー株式会社
- 株式会社原弘産

1. プロジェクト計画表の更新について (9月2日)

企業会計基準委員会はプロジェクト計画表(会計基準等の変更スケジュール)を更新しました。

https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/press_release/overseas/pressrelease_20090902.jsp;jsessionid=E6C4D44FEF7E34E14B8782F443E3C9EA

当該プロジェクト計画表の更新は、6月に企業会計審議会から公表された「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書(中間報告)」及びIASBが8月に公表した2011年までのワークプランを考慮して取りまとめられたものであります。

当該プロジェクト計画表によると、本基準の策定見込時期が、過年度遡及修正は2009年10月～12月、財務諸表の表示(包括利益・非継続事業等)・金融商品の保有目的区分の変更は2010年1月～3月、公正価値測定・表示は2010年7月～9月、企業結合(のれんの償却等)及び無形固定資産は2010年10月～12月となっており、その他の項目については2011年以降となっております。

ショート・コメント

「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書(中間報告)」によれば、IFRSの強制適用の決定は2012年を目途とされ、IFRSの適用開始は2015年か2016年からとなっております。

2. 「職業倫理に関する解釈指針」の一部改正について (9月4日)

日本公認会計士協会は倫理委員会報告第1号「職業倫理に関する解釈指針」の一部改正を公表しました。

http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/post_1193.html

当該改正内容は、7月29日のWeekly Accounting Reviewでお伝えしました当該公開草案の改訂内容と同じ内容となり、以下の通りとなります。

(1) ローテーション制度（監査の客観性を保つことを目的として、監査を行う業務執行社員は一定期間被監査会社に対し監査を行った後は、監査を行わないインターバル期間を経ないと当該被監査会社の監査は行えない制度）におけるインターバル期間において監査補助者として監査業務に従事するのは、監査業務に従事するものが少数しか存在しない場合に限定すべきである

(2) 信用金庫等については預金総額が1,000億円以上の場合にはローテーション制度が義務付けられる

3. 2010年度税制改正要望項目の公表について（8月31日）

金融庁は2010年度税制改正要望項目について公表しました。

<http://www.fsa.go.jp/news/21/sonota/20090831-2.html>

当該項目は、少子高齢化が進む日本社会において我が国の金融・資本市場の競争力の強化を図るため、必要な税制上の要望をまとめたものです。

主な具体的な要望項目は以下の通りとなります。

(1) 個人投資家の積極的な市場参加を促す環境整備

現在の制度では、金融商品間の損益通算は上場株式等の譲渡損失と配当との間に限られており、リスク資産の損失への十分な配慮がなされていないため、金融商品間の損益通算の範囲の拡大及び債券の利子所得と譲渡損の損益通算を認めるなど、現行の債券税制の見直しを要望する。

(2) 海外投資家による金融・資本市場への投資の促進

現在の制度では、国債・地方債における非課税措置を受けるための手続きが煩雑であり、海外投資家の社債投資における受取利子が課税されることから、我が国の公社債市場における海外投資家の保有比率は極めて低くなっている。そのため、非居住者等が受け取る国債・地方債に係る利子の非課税措置について簡素化・拡充するべきであり、また、非居住者が受け取る社債等に係る利子についても非課税措置を導入することを要望する。そうすることにより、我が国の公社債市場の活性化を図ることが可能である。

ショート・コメント

8月30日に衆議院総選挙により、自民党から民主党へ政権交代が実現したため、当該金融庁の税制要望項目がどのように取り扱われるか注目されます。

4. 先週の特別損益等IR（8月31日～9月4日）

(1) シチズンホールディングス株式会社（証券コード7762、東証一部）：投資有価証券売却益の計上【8月31日】

シチズンホールディングス株式会社は8月31日にスター精密株式会社（証券コード7718、東証一部）の自己株式公開買付け（募集結果：募集価格959円、取得株数290万株、取得総額2,781百万円）に応募

し、それにより投資有価証券売却益 13 億円の計上が見込まれることとなりました。第 124 期有価証券報告書（2008 年 4 月 1 日～2009 年 3 月 31 日）によると、シチズンホールディングス株式会社はスター精密の株式を約 5 百万株（簿価 4,492 百万円）有しており、その一部を売却したと考えられます。

なお、当該発表に伴い株価は発表日終値 559 円から発表日翌日終値 556 円と 3 円下落しております。

（2）株式会社コージツ（証券コード 9905、JASDAQ）：関係会社株式売却益、貸倒引当金繰入額の計上【8月31日】

株式会社コージツは連結子会社であるカーネル・キャピタル株式会社の全株式を譲渡し、当該子会社の債務超過金額に相当する 324 百万円を連結上関係会社株式売却益として計上する予定です。しかしながら、当該子会社に対して、貸付金が 1,400 百万円存在しており、当該貸付金のうち回収の見込みが不透明である 1,085 百万円について貸倒引当金を計上することとしています。

当該子会社の譲渡は、昨今の景気悪化に伴い、特に不動産事業を営む当該子会社の業績悪化が企業グループの業績に影響を与えているため、決定されたものであります。

なお、当該発表に伴い株価は発表日終値 88 円から発表日翌日終値 87 円と 1 円下落しております。

5. 先週の会計監査人交代等 I R（8月31日～9月4日）

（1）シンワオックス株式会社（証券コード 2654、大証二部）【9月1日】

シンワオックス株式会社は前代表取締役による横領の疑いが確認された事象により、会計監査人である霞が関監査法人から信用を失ったことから、霞が関監査法人との監査契約を解除することになりました。そのため、アクティブ監査法人を一時会計監査人として選任しております。

なお、シンワオックス株式会社は前代表取締役による横領の疑いが確認された事象についての調査が完了しておらず、その影響額が未確定であることから、2010 年 3 月期第 1 四半期報告書（当初 8 月 14 日提出予定）がまだ未提出であります。なお、当該調査について中間報告が開示されております。

<http://ir.nikkei.co.jp/irftp/data/tdnr1/tdnetg3/20090825/5tv3nx/140120090825090829.pdf>

（2）トラベラー株式会社（証券コード 9838、JASDAQ）【9月4日】

トラベラー株式会社は、8 月 3 日に筆頭株主が RH インシグノ株式会社（証券コード 8514、札幌）に変更となり、RH インシグノ株式会社の持分法適用会社になったことに伴い、従来の新日本有限責任監査法人と監査契約を解除し、一時会計監査人として監査法人ハイビスカスを選任しました。なお、監査法人ハイビスカスは RH インシグノ株式会社の会計監査人を務めており、効率的な監査の実施の観点から当該会計監査人の変更が行われております。

（3）株式会社原弘産（証券コード 8894、大証二部）【9月4日】

株式会社原弘産の会計監査人はあずさ監査法人でしたが、四半期レビューの導入、内部統制監査の開始により、監査時間増加に伴う監査報酬の増大がしていたこと、及び収益力向上のための経営合理化策として子会社の整理やコスト削減を行っていることから、自社の規模・事業内容に合致した監査法人にすべく、

会計監査人であるあずさ監査法人との監査契約を解除し、一時会計監査人として監査法元和を選任しております。

【本レポートに関するお問い合わせ先】

株式会社 ES リサーチ 公認会計士 橋本 卓也

Tel:03-5573-4661 / t-hashimoto@esnet.co.jp